



【給水装置が破損等によって漏水した場合において水道料金の減免がないもの】

高岡市上下水道局使用水量認定基準「抜粋」

(漏水量の認定除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定を適用しないものとし、認定水量は検針水量とする。

- (1) 水道使用者等が故意に給水装置を破損したとき。
- (2) 漏水の原因が第三者によるとき。
- (3) 水道使用者等が漏水の事実を容易に確認できるにもかかわらず、修繕を怠ったとき。
- (4) 上下水道局が漏水の事実を通知したにもかかわらず、水道使用者等が修繕を行わなかったとき。
- (5) 上下水道局が漏水頻度の高い給水装置であるとして、その改良等を通知したにもかかわらず、水道使用者等が改良を行わなかったとき。
- (6) 給水装置の新設又は改造の工事施行後、1年以内の期間において当該装置が破損して漏水したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、水道使用者等が善良な管理義務を怠ったと認められるとき。